

議第27号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。